

不妊治療費補助金制度を開始しました

保健医療課健康推進係 ☎0824-73-1255

市は、医療保険対象外の特定不妊治療（体外受精または顕微授精）を行なっている方に補助金を交付する事業を開始しました。広島県の不妊治療支援事業による15万円の補助に加え、市が15万円を上限に助成します。

●補助金額など

1回あたり15万円を上限
通算10回、5年間を上限

●補助対象者

次のすべてに当てはまる方

◇市内に住所がある方

◇法律上の婚姻をしている方

◇広島県不妊治療支援事業の助成を受けた方（平成23年4月以降の決定に限ります）

●申請に必要なもの

①補助金交付申請書

②広島県の不妊治療

支援事業承認決定通知書の写し

③不妊治療

費助成申請に係る証明書の写し

④不妊治療

の治療費の領収書の写し

⑤印鑑

※保健医療課または各支所市民生活室に提出

してください。（郵送も可）



「女性相談員」に

ご相談ください

DVまたは女性の さまざまな生活の 悩みをお聴きします



相談員の勤務日

毎週月・水・金（祝日を除く）

9時～16時

相談員の勤務場所

市役所本庁舎女性児童課内

※配偶者や恋人からの暴力（DV）は、男性からの相談もお受けします。

※面接相談をご希望の場合は、来庁前にご連絡ください。

※相談員が休みの日や不在のときは、市職員が代わってお受けします。

相談・問い合わせ

女性児童課男女共同参画係

☎0824-73-1243

相談は面接もしくは電話でお受けします。本人以外のご家族や友人からの相談にも応じます。

で、安心してご相談ください。

専門の相談員がお話をじっくり

伺い、相談者の気持ちに寄り添いな

がら、解決の方法を見つけるサポー

トをします。秘密は厳守されます

ので、安心してご相談ください。